

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530661

研究課題名(和文)外国人労働者の技能移転に関する研究～衣料・機械産業の中国人技能実習生の事例から

研究課題名(英文)Technology Transfer to Foreign Workers: A Comparison between a garment industry and a machinery industry

研究代表者

上林 千恵子(KAMIBAYASHI, Chieko)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：30255202

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：これまで技能実習生は低賃金の単純労働者とみなされて、衣料産業のような衰退産業の延命のための労働力として扱われてきた。しかし、2010年の入管法改正後に彼らが労働法上の労働者としての地位を獲得して雇用コストが高まったので、雇用主は彼らに一定の技能を求める一方、賃金上昇に伴って職場の労使関係の悪化も見られた。

機械産業でもリーマンショック後は日系中南米人の代替労働力として技能実習生の雇用が増大した。彼らは生産コスト削減のために、職務内容は単純でも、一定のスピードが要求される職務に従事していた。両産業では、技能実習生は従来の低賃金・単純労働者から一定の技能と生産性を持つ労働力として雇用されていた。

研究成果の概要(英文)：Japanese technical interns are used to be regarded as replacement labor force of Japanese workers in labor-intensive industries such as a garment industry. Their introduction is feared to prolong declining industries which should be otherwise eliminated in the course of time.

But the Reform Act of Immigration Law of 2009 changed the status of technical interns as such that their employment costs increased. And after the world economic crisis of 2008, a machinery industry in Japan began to replace Japanese-Brazilians who decided go back their home country with Chinese or Vietnamese technical interns. They are requested to perform productive performance at production sites.

In conclusion, technical skills' levels of recent technical interns are not so low as those of technical interns in previous days.

研究分野：産業社会学

キーワード：外国人労働者 外国人技能実習生 技能移転 移民政策

1. 研究開始当初の背景

(1) 2009年の入管法改正により、技能実習生に対しては来日当初から労働者として扱われることとなり、新たに在留資格「技能実習」も新設された。こうした制度改変は、技能実習生も労働保護と最低賃金の対象となるために、当然のことながら技能実習生受け入れコストを増加させる。こうした技能実習制度に関わる根本的な制度改革が、2012年に研究開始する直前の背景の一つである。

(2) 2008年秋以降の世界的経済危機、いわゆるリーマンショックは外国人労働者の雇用にも大きな影響を与えた。技能実習生については、企業の経営不振から途中帰国する人が増加した。また日系中南米人は、自動車部品製造業および電機・電子部品製造業に従事している人が多かったが、こうした産業は輸出産業であったために、派遣切りという形で解雇された人が多い。解雇者は帰国した人、職業訓練を受講して他産業に転職した人などがみられた。こうした不景気の影響は外国人労働者の雇用に大きな影響を与えたのである。

(3) 以上のような技能実習制度を取り巻く社会的環境の変化によって、日本の労働市場における外国人労働者の位置づけと、日本の外国人労働市場における技能実習生の位置づけが大きく変化した。

さらに、2009年の入管法改正によって、高度外国人材に対するポイント制度の導入がなされ、高度外国人材受け入れを積極的に推進する外国人労働者対策、広義の移民政策が大幅に推進されたのである。

2. 研究の目的

(1) 技能実習生は単純労働者であり、彼らを受け入れる技能実習制度はまやかしいという非難に対して、本当に技能実習生受け入れに伴う技能移転が存在するのか、衣料産業と機械産業の異なる職種を比較して、その有無を明らかにする。

(2) 技能実習制度の制度変化(技能実習の段階としての研修生制度の廃止)の影響を、技能実習生を雇用する企業へのヒアリングから明らかにする。

(3) 技能実習生とその他の外国人労働者との差異を、彼らの持つ技能レベルと雇用形態、労働条件の点で明らかにする。これはリーマンショック後の日本の外国人労働市場の変化を受けて、将来の日本の外国人労働市場の方向性を知ることが出来ると考えたからである。

(4) 技能実習制度はブルーカラー職種での外国人材受け入れ制度であるが、近年はホワイトカラー職種で人手不足から、留学制度が外国人材の受け入れ制度として機能していることに着目し、高度外国人材を含めて外国人労働市場全体の動きを明らかにすることを目的の一つとした。

3. 研究の方法

(1) 文献・資料収集

既存の文献の他、岐阜市の公文書を所蔵している図書館で一般には印刷に付されていない資料を収集した。

(2) 国内調査

国内の技能実習生が多く雇用されている地域の技能実習生受け入れ団体、受け入れ企業、

を訪問し、質問票に基づく半構造化インタビューを行った。

岐阜市、各務原市、東京都内

衣料品製造業で就労する技能実習生に関する調査

各務原市、上田市

機械金属業で就労する技能実習生に関する調査

名古屋市、東京都内

留学生に関する職業紹介機関および日本語学校への調査

(3) 中国調査

山東省の技能実習生送り出し団体調査

山東省の技能実習生送り出し家庭への訪問調査

4. 研究成果

(1) 衣料品製造業は、業種全体が中国や東南アジア諸国への海外進出の結果、国内で操業継続している企業は高付加価値製品にシフトしている。そのため、そこで必要とされる技能も高いレベルが求められている。その意味では、中国で縫製技能を修得可能であっても、日本で習得する縫製技能はレベルが高く、技能移転の価値を有する。これは、技能実習生は単純労働者であるという一般的な思い込みとは異なる発見であろう。

(2) 2010年から技能実習生が受け入れ当初から最低賃金の対象となったため、受け入れ費用全体が高額になった。そのため、受け入れ企業はコストに見合う能力を技能実習生に求めるため、特に衣料品製造業では職場の労使関係に悪化がみられる。

(3) 機械金属業の技能実習生は、リーマンシ

ョック後に減少した日系ブラジル人の代替としての役割を果たしている。今後、日系人が増加する可能性はないことを考えると、業界での技能実習生の人数と役割が増加するものと思われる。

(4) 機械金属業の技能実習生は、海外子会社から短期で受け入れた企業単独型技能実習生と、技能実習制度の中心である団体監理型技能実習生を併用している企業もある。同じく技能実習生であるが、前者の受け入れ目的は技能研修中心、後者は労働力確保中心であり、目的が異なる。

(5) 機械金属業の技能実習生の技能移転については、技能移転の役割を持つ企業単独型受け入れと、技能移転の割合は少ない、団体監理型受け入れが混在しているため、技能移転がないとは言い切れない。また団体監理型受け入れの場合は、職務内容は一見、単純作業に見えるが、作業スピードが速く、ミスが許されないという点では、一定の技能と生産性が不可欠であることが分かった。

(6) 衣料産業と機械産業の技能実習生の技能移転の状況を見ると、品質管理と要求される作業スピードの点で、彼らに一定の技能が要求されていることがわかった。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計4件)

津崎克彦、在留外国人統計に見る外国人労働力の性質と変容、四天王寺大学紀要、査読あり、No.58、2014、pp.125-154

上林千恵子・山口塁、岐阜アパレル産業

における労働力確保施策の変遷、法政大学比較経済研究所ワーキングペーパー、査読なし、No.176、2013、pp.1-51

津崎克彦、縫製業における労働力の国際化について、法政大学比較経済研究所ワーキングペーパー、査読なし、No.174、2013、pp.1-21

Kamibayashi, Chieko, Rethinking Temporary Foreign Workers' Rights, 法政大学比較経済研究所ワーキングペーパー、査読なし、No.169、2013、pp.1-33

[学会発表] (計3件)

山口 罌・前田豊、高度外国人材の日本への定着志向 留学生人材を事例にして、第59回数理社会学会大会、2015年3月14日、久留米大学(福岡県久留米市)

山口 罌、高度外国人材の供給源としての留学生 就職を目的として入国した高度外国人材との比較から、第87回日本社会学会大会、2014年11月22日、神戸大学(兵庫県神戸市)

Kamibayashi, Chieko, Rethinking Temporary Foreign Workers' Rights, International Labour & Employment Relations Association, 2012年7月4日、アメリカ合衆国、フィラデルフィア市

[図書] (計2件)

上林千恵子、外国人労働者受け入れと日本社会：技能実習制度の展開とジレンマ、東京大学出版会、2015、pp.296

上林千恵子、労働市場と外国人労働者の受け入れ、宮島喬・佐藤成基・小ヶ谷千穂編、国際社会学、有斐閣、2015、pp.241(45-62)

6. 研究組織

(1)研究代表者

上林 千恵子 (KAMIBAYASHI, Chieko)
法政大学・社会学部・教授
研究者番号： 30255202

(2)研究分担者

津崎 克彦 (TSUZAKI Katsuhiko)
四天王寺大学・人文社会学部・講師
研究者番号： 00599087

(3)研究協力者

山口 罌 (YAMAGUCHI Rui)
立教大学・大学院社会学研究科・博士課程